

第〇号議案 定款一部変更の件 (1)

▼議案の内容

「第 1 章 総則」第 2 条第 1 号を以下のとおり変更する。

(1)電気事業（ただし、原子力による発電を除く）

▼提案の理由

本会社の第一の使命は、健全な経営によって消費者に電力を安定供給することである。2011 年 3 月の東日本大震災により福島第一原発事故が発生し、原子力発電（以下、原発と略す）の安全神話が崩壊した。本会社は、泊発電所の運転差止め等請求訴訟において、原発に関し絶対的な安全性を求めることはできない旨答弁した。

このことは、泊原発が新規規制基準に適合しても過酷事故発生の可能性のあることを認めているに等しいといえる。いったん事故を起こせば、経営が根本から覆されるリスクを包含している原子力による発電方法を利用することは、危機管理の面から見て健全な運営とは言えない。

また、停止中でも原発は固定費により本会社の財務状況を圧迫している。本会社が健全な運営に立ち戻るために、原発から撤退すべきである。率先して原発からの撤退を表明する電力会社は、日本国民はもとより世界中から称賛され、企業価値を高める。

第〇号議案 定款一部変更の件 (2)

▼議案の内容

「第 1 章総則」第 2 条第 9 号に以下の事業目的を追加するとともに、現行定款の同号以下を 1 号ずつ繰り下げる。

(9)原子炉廃炉事業

▼提案の理由

原子力発電所を所有する会社が、その廃棄処分技術を備えることは義務である。原子力発電所の廃炉にあたって特に留意すべきは放射性物質に汚染された原子炉関係部材の廃棄処分であり在来技術とは別次元の対応が必要となる。

如何にして作業員の被曝及び環境への放射能汚染を最低限に抑えるか、が問題となる。

日本では原子力研究所において 12,500 k W の小型沸騰水型動力試験炉解体の経験はあるが、泊発電所と同規模の実用炉での廃炉措置の経験はない。泊発電所の加圧水型軽水炉は、沸騰水型の試験炉より使用圧力が約 2 倍も高く型式も寸法も異なり出力が大きいことから、重量は何倍にもなるので原子力研究所の経験を比例的に拡張するのではなく、さらなる研究開発を進めるべきであろう。

今後世界的に廃炉ビジネスは有望な事業になると考えられる。本会社が他社に先んじて廃炉技術を取得しておくことは新規事業開拓につながるであろう。

第〇号議案 定款一部変更の件 (3)

▼議案の内容

「第1章 総則」第2条に、以下の第10号を追加するとともに、現行定款の同号以下を1号ずつ繰り下げる。
(10) 原子力防災事業

▼提案の理由

原子力災害への対策の責任は原子力施設の立地自治体に課せられているが、本会社は泊発電所の稼働により放射性物質を発生させてきた。万一の際、避難の必要な住民及び滞在者が適切な避難施設に辿り着くまでの間、無用の被曝をせずに済むよう対策を講じることは、本会社の倫理的義務である。稼働の如何に関わらず、泊発電所に核燃料が存在する限りこの義務も存在する。

泊発電所の事故で人々に避難の必要が生じた際、屋内退避及びそれに続く屋外避難の間彼らの被曝を極力軽減するには、希望する全世帯及び施設に対し以下の様な措置が必要である。①人数分の防護服・防護マスク・安定ヨウ素剤・非常飲食料・携帯線量計の配布。②放射性物質を除去可能な換気設備のある核シェルターの設置。③安定ヨウ素剤の服用時期を判断できる有資格者によるコンサルティング。

そうした原子力防災事業を他の電力会社に先駆けて行えば、本会社のイメージ向上にも寄与するであろう。

第〇号議案 定款一部変更の件 (4)

▼議案の内容

「第2章 株式」第10条第3項を以下の通り変更する。

現行定款

3 本会社の株主名簿、新株予約権原簿の作成及び備え置き並びに株主名簿、新株予約権原簿に関するその他の事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取り扱わない。

変更案

3 本会社の株主名簿、新株予約権原簿の作成及び備え置き並びに株主名簿、新株予約権原簿に関するその他の事務は、これを株主名簿管理人に委託するが、本会社の本店で株主名簿の閲覧謄写はできる。

▼提案の理由

少数株主が、株主名簿を閲覧したうえ、印刷物を送付するなどして自己の株主提案を他の多数の株主に訴え、説得し賛同株式数を増やすことは正当な行為です。

道内の個人株主は株主名簿の閲覧において地理的に不公平な状態にあります。法人株主であれば、東京に出張しても業務なので個人の負担にはなりません。しかし、「脱原発をめざす北電株主の会」が昨年9月東京のみずほ信託銀行で閲覧した際、飛行機代、ホテル代などは個人の負担になりました。また、予約していた航空機が台風のため欠航になり予約変更など多大な負担が生じました。

本会社の総務部では、株主の動向を見るために、常時札幌の本社で株主データ（株主名簿データを含む）が見られる状況にあります。

原発を持つ大手電力会社9社のうち、本店所在地の証券代行部ないし本店で名簿閲覧できないのは4社だけです。また、昭和56年の名義書換代理人設置前までは北電本社で株主名簿の閲覧ができました。

第〇号議案 定款一部変更の件 (5)

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第 8 章 議決権個数の正確な計数と臨時報告書への記載

第 45 条 本会社は総会当日に出席した個別株主の議決権個数を正確に数えて記載した臨時報告書を提出する。

▼提案の理由

本会社の株主総会において、総会当日に来場した株主の議案に対する賛否は、挙手により確認している。しかし、実際には本会社が確認できる特定株主の挙手のみ数え、大多数の出席株主の挙手はすべて無視されていることが明らかになった。

総会当日入場に際して受付に渡す「議決権行使書」に記入された賛否は、特定株主以外は無効とされており、挙手は形骸的におこなわれているに過ぎない。

招集通知により当日わざわざ参加した熱心な出席株主の意思を反映しないことは不合理であり不公平である。

たとえ前日までにネット分を含む議決権の賛否行使によって採決の大勢が決まっているにしても、出席株主の議決権行使数を後日金融庁に提出される臨時報告書に記載すべきである。

第〇号議案 定款一部変更の件 (6)

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第 9 章 役員報酬の個別開示

第 46 条 役員報酬・賞与その他職務執行の対価として会社から受け取る財産上の利益は個々人別に遅滞なく公表する。

▼提案の理由

株主総会において、役員報酬は毎年、役員総数に対して総額での金額しか提示されていない。会計はどこまでも透明化が求められる。その明細を明らかにし、株主に対して納得のいく説明を用意すべきと考える。

更に、今年度についても、経営上の悪化を理由に株主配当の見送りが決定され、2年連続の無配となった。

役員報酬は、経営状況に応じて決めるべきものである。役員報酬の減額もされたと聞くが、経営責任のある役員は全員報酬を現状の半額程度と大幅に減額するのが至当である。一株主の立場として少なからぬ金額が支給されていると考える。